



パートナーシップ通信

Vol.34

人権啓発課
男女共生係
☎ 32-1111
FAX32-0110

男女共同参画宣言都市記念大会に向け標語・作文を募集！

宇城市では男女共同参画社会の実現を目指し、11月21日に「男女共同参画宣言都市記念大会」を開催します。

この記念大会に向け、男女共同参画に関する標語と作文を募集します。

あなたの普段の生活の中で、男女平等や男女差別について感じたことはありませんか？「男だから○○」「女だから○○」と言われて、何か変だなと感じたことはありませんか？そんな思いや体験などを標語や作文として表現してください。

仕事と子育ての両立を支援 ～マザーズサロンがオープン！～

子育てをしながら就職を考えている人に対して、いろいろなサービスで支援します。女性の皆さんお気軽にご利用ください。仕事と子育ての両立を希望する男性も応援します。

業務内容 求人検索システム設置
子育て情報の提供
職業相談、紹介 など
施設名称 ハローワーク熊本マザーズサロン
(熊本市水道町 8-6 ハローワーク熊本しごとプラザ内)
☎ 096-322-8010
開庁時間 平日：午前 10 時～午後 7 時
土曜：午前 10 時～午後 5 時
※祝日と重なった場合は閉庁

テーマ 男女平等・男女差別に対する思いや体験など、男女共同参画に関すること(男女共同参画とは、社会的につくられた「男らしさ」「女らしさ」についてのイメージにとらわれずに、私たち一人一人が平等に扱われるべきだという考え方です)
応募資格 市内に居住または通勤している人(市内の小・中・高校については学校を通じて募集を掛けています)
応募方法 応募作品は、未発表の自作のものに限りません。郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・

職業・年齢・電話番号を明記の上、人権啓発課に持参または郵送・FAX・メールでご応募ください。応募用紙・様式などは自由です。
○標語：1人3点まで
○作文：1600字(400字詰め原稿用紙4枚)以内とし、タイトルを明記してください。
応募締切 9月14日(金)
表彰 各部門の入賞者には賞状および記念品を贈呈します。
その他
○応募作品は返却しません。
○入賞作品の著作権は宇城市に帰属します。
○入賞作品は男女共同参画の啓発などに使用する予定です。
応募・問合せ先
〒869-0592(住所不要)
人権啓発課「標語・作文募集係」
☎ 32-1111
FAX 32-0110
メールアドレス
jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

漫画で考える 男女共同参画

男性は仕事、女性は家事？

育児や家事は女性の仕事という固定的な性別役割分担意識はいまだに残されており、平成17年度宇城市男女共同参画市民意識調査によると「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という考え方が、男性を中心に、特に高い年齢層で支持されている状況です。

男女共同参画社会の推進に当たっては、こうした固定的な考え方をなくしていくことが重要です。あなたはこの漫画を見てどう思いますか？



ミルクは誰が作るの？ふたりでつくった子どもでしょ

賢く みんなの 年金学

市役所の年金係窓口で年金記録照会の 取り次ぎを開始しました。 安心していただくために、年金記録 についてお気軽に、ご相談ください。

☆本庁の窓口で年金相談(年金記録の取り次ぎ)を受け付けします。

市民の利便性向上のため、宇城市の年金係窓口で年金記録照会の取り次ぎを開始しました。結果は1～2週間程度で、熊本東社会保険事務所から直接本人あて郵送します。

また、その場で確認したい人は、社会保険事務所とのホットラインで年金記録の確認もできます(少々お時間が掛かる場合があります)。

受付時間：毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分まで

場 所：市役所市民課国保年金係および各支所総合窓口課窓口係

必要な物：①身分証明書(運転免許証、保険証、旅券など)、②年金手帳または基礎年金番号がわかる通知、③印かん(シャチハタなどは不可)、④委任状(本人や同一世帯の人以外の場合)

☆熊本東社会保険事務所の出張相談所が開設されます。

熊本東社会保険事務所の職員がコンピューターを持参し、その場で年金記録の確認をいたします。ぜひ、ご利用ください。

開設日時：8月7日(火)、9月4日(火) 午前10時から午後3時まで

会 場：市役所新館第3会議室

必要な物：①身分証明書(運転免許証、保険証など)、②各個人の年金手帳、受給者は年金証書、③認め印、④委任状(代理の人が相談に来る場合は必要です)。

☎ 市民課国保年金係 ☎ 32-1111



第30回「戦争は最大の人権侵害」

8月15日は62回目の終戦記念日です。この機会に戦争と人権について考えてみませんか？

戦争はあらゆる人の人権を奪います。被害者の人権はもちろんのこと、関わるすべての人間の人権を奪うことになります。

国連では、第二次世界大戦の深い反省の中から「世界人権宣言」が生まれました。その第一条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と明記されています。

また、日本国憲法の第九条においても、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあります。まさに、戦争は最大の人権侵害であ

り、許されないことです。

戦争と差別は一体であり、人権と平和も一体です。戦争によって生命はおびやかされ、言論・集会の自由もなく、多くの犠牲が強いられました。私たちはこの機会に戦争と人権について考える必要があるのではないのでしょうか。

第34回 宇城地区人権教育研究大会開催のお知らせ

部落問題をはじめ、あらゆる差別の解消を目指し、下記のとおり研究大会が開催され、論議を深めます。入場は無料で、どなたでも参加できます。ぜひ参加しませんか。

期 日 8月18日(土)
場 所 ウイングまつばせ
講 師 兵庫県 園田学園 野口克海校長
演 題 「この、しんどい子どものこと、どないすんねん！」
○分科会 午後1時30分～午後4時15分
場 所 ウイングまつばせ・松橋町・不知火町・豊野町・城南町